

# 広島市消費生活センターだより

## 点検商法の典型的な 勧誘トークを知って トラブルを防ぎましょう。



### 事例

自宅に突然、「近くで工事をしているが、屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検させてほしい」と言って業者が来訪した。業者が屋根に上って撮影した瓦の写真を見せられ、「このままでは雨漏りするので工事は早いほうがよい。今なら割引する」と勧誘され、100万円で屋根工事の契約をした。

### アドバイス

- 屋根などは自分で点検する機会が少なく、無料と言われると頼みたくなります。しかし、その後は相手の勧誘トークに乗せられて断れなくなるため、突然訪問してきた業者には、安易に点検を依頼しないようにしましょう
- 屋根工事は高額な契約になることも多く、消費者には工事内容がわかりにくいものです。工事が必要と感じた場合、まずは家を建てた工務店等に相談したり、複数社から見積をとった後、工事内容や価格、必要性等を総合的に判断し、納得して契約しましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、クーリング・オフが可能です。本来望んでいない契約をしてしまった場合には、速やかにクーリング・オフ通知を出しましょう

**困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。**

広島市消費生活センター  
☎082-225-3300

相談無料  
秘密厳守  
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))